

令和7年第11回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年11月26日（木）9時55分から10時45分
2. 場 所 大豊町役場 第3会議室
3. 出席委員（9人）

会長 8番 小川 進

委員 2番 秋山 譲二
3番 酒井 笑子
4番 原 亜由美
5番 小笠原 章仁
6番 北村 栄治
7番 上池 如夫
9番 宮川 利重
10番 三谷 晴喜

欠席委員 1番 小松 真嗣

4. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案24号 非農地証明願について
- 第3 議案25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について
- 第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造
書記 小森 紳

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第11回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

欠席の連絡がありましたのは、小松真嗣委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された

定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、6番北村栄治委員、7番上池如夫委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第24号について事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第24号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。こちらについて、11月12日に担当委員の原委員と事務局吉田、小森で申請者代理人事業者の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は6、7ページ写真のとおり山林化しており、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第24号について、担当委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原委員〕

はい、4番原亜由美です。

申請地は事務局説明のとおりとなっております、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第24号について原案のとおり許可

することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、議案第25号に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

事務局書記より説明します。

資料8ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆となっており、申請地の場所・状況は17ページから19ページに添付しています。登記地目、現況地目ともに田、面積は合計1,328㎡です。

申請理由は使用貸借で、譲渡人、譲受人は8ページに記載のとおりです。

令和7年11月13日に譲渡人、譲受人双方の立会いのもと原委員と事務局吉田が現地を確認しています。

お手元の資料20ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、15ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、15ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は相続により貸し手の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の12ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては11月13

日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第25号について、担当委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原委員〕

はい、4番原亜由美です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第25号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第4に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料21から35ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更と

なります。今回の変更内容については除外案件4件5筆となっております。

それでは除外案件について説明いたします。今回の除外案件につきましては、除外後非農地証明を申請するものと転用の手続きをとるものとなっております。24ページ目から位置、除外部分に関する資料を添付しております。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔上池委員〕

図面、地図を添付してもらっているが位置の特定が難しい。

〔事務局〕

申請地について説明。

次回総会より位置部分の印を見やすく記載し対応する。

〔上池委員〕

現地確認は行っているのか。

〔事務局〕

念のため事務局担当委員と現地確認を行っている。

〔議長〕

それでは、採決をいたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に日程第5、その他の件について、事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

はい、次回12月総会の日程については、12月24日（水）10時からを予定しております。

よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和7年第11回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。